

大阪大学産業科学研究所技術室運営委員会内規

(設置)

第1条 大阪大学産業科学研究所技術室（以下「技術室」という。）の運営に関し必要な事項を審議するため、技術室運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関すること。
- (2) 職員の配置及び服務その他人事に関すること。
- (3) 予算に関すること。
- (4) 研究支援の調整に関すること。
- (5) その他技術室の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総務・労務担当の産業科学研究所役員会構成員
 - (2) 産業科学研究所の各研究部門（新産業創成研究部門及び特別プロジェクト研究部門を除く。）及び産業科学ナノテクノロジーセンターから選ばれた専任教授（第1号及び第3号の専任教授を除く。） 各1名
 - (3) 技術職員派遣先施設（産業科学ナノテクノロジーセンター、総合解析センター、産業科学A Iセンター、量子ビーム科学研究施設、試作工場及び情報ネットワーク室）の長
 - (4) 技術室長
 - (5) 事務部長
 - (6) その他委員会が必要と認めた者
- 2 前項第2号及び第6号の委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会等)

第6条 委員会は、必要に応じて、専門委員会等を置くことができる。

- 2 専門委員会等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、産業科学研究所総務課で行う。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、昭和57年7月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成16年6月17日から施行する。

- 2 この改正に伴い、新たに選出される第3条第1項第2号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成17年6月30日までとする。

附 則

- 1 この改正は、平成17年11月17日から施行する。
2 この改正施行の際、現に在任中である改正前の第3条第1項第2号の委員は改正後の第3条第1項第2号の規定に基づき選出されたものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
2 この改正施行の前日において委員である者のうち、その任期が平成21年9月30日までの者及び平成22年9月30日までの者は、この改正施行の日に改正後の第3条第1項第2号の規定により委員として選出されたものとみなし、その任期は、改正後の同条第2項本文の規定にかかわらず、それぞれ平成21年9月30日まで又は平成22年9月30日までとする。
3 第3条第2項本文の規定にかかわらず、この改正施行後最初に選出される同条第1項第2号の委員（前項の委員を除く。）のうち1名の委員の任期は、平成21年9月30日までとし、他の1名の委員の任期は、平成22年9月30日までとする。

附 則

- 1 この改正は、平成23年6月16日から施行する。
2 改正後の第3条第1項第3号の規定は、平成23年8月1日から適用する。
3 この改正施行の前日において委員である者のうち、その任期が平成24年9月30日までの者は、この改正施行の日に改正後の第3条第1項第2号の規定により委員として選出されたものとみなし、その任期は、改正後の同条第2項本文の規定にかかわらず、平成23年7月31日までとする。
4 この改正施行の前日において委員である者のうち、その任期が平成23年9月30日までの者は、この改正施行の日に改正後の第3条第1項第6号の規定により委員として選出されたものとみなし、その任期は、改正後の同条第2項本文の規定にかかわらず、平成23年7月31日までとする。
5 この改正に伴い、新たに選出される第3条第1項第2号の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この改正は、令和2年6月1日から施行する。

- 技術室関連規程運用に関する申し合せ (S. 57. 7. 15.)
(H. 7. 4. 20. 一部改正)
(H. 16. 6. 17. 一部改正)
(H. 18. 11. 10. 一部改正)
(H. 21. 4. 1. 一部改正)
(H. 23. 6. 16. 一部改正)

標記規程の運用を円滑に行うため、次の事項を申し合わせる。

1. 業務分掌規程の第8～第11条に関連して
(1) 各施設に派遣されている技術職員は、施設の長の命によりその業務に従事するものとする。
(2) 技術室長は、勤務時間内に会議、研究会などを行うときには、予め派遣先施設の長の許可を得るものとする。